

議案第2号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成17年6月15日

沖縄県教育委員会

教育長が「沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例案」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

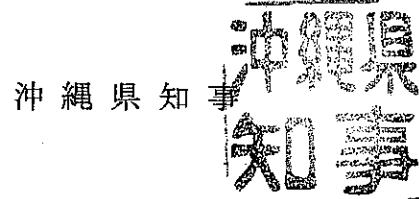
(別紙)

「沖縄県文化財保護審議会設置条例等の一部を改正する条例案」に対する意見

「沖縄県文化財保護審議会設置条例等の一部を改正する条例案」については、異議ありません。

教文第 434 号
平成 17 年 6 月 10 日

沖縄県教育委員会委員長 殿



教育委員会の意見を聴取すべき議案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例 (案)

平成17年6月議会（定例会）

教 育 庁 文 化 課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁文化課

1 件名

沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

文化財保護法の一部が改正（平成17年4月1日施行）され、条項に移動が生じたことに伴い、沖縄県文化財保護条例等で引用する同法の条項を改める。

3 改正案の概要

(1) 沖縄県文化財保護条例の一部改正（第1条）

沖縄県文化財保護条例で引用する文化財保護法の条項を改める。（第1条、第20条、第21条、第27条、第28条、第32条、第33条、第38条、及び第39条関係）

(2) 沖縄県文化財保護審議会設置条例の一部改正（第2条）

沖縄県文化財保護審議会設置条例で引用する文化財保護法の条項を改める。（第1条関係）

4 根拠法令

文化財保護法

5 関係各課との調整状況

特になし。

6 添付資料

(1) 新旧対照表

(2) 根拠法令等の参考条文

沖縄県文化財保護条例等の一部を改正する条例

(沖縄県文化財保護条例の一部改正)

第1条 沖縄県文化財保護条例（昭和47年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第98条第2項」を「第182条第2項」に改める。

第20条第1項及び第21条第4項中「第56条の3第1項」を「第71条第1項」に改める。

第27条第1項及び第28条第4項中「第56条の10第1項」を「第78条第1項」に改める。

第32条第1項及び第33条第2項中「第69条第1項」を「第109条第1項」に改める。

第38条第1項及び第39条第4項中「第83条の7第1項」を「第147条第1項」に改める。

(沖縄県文化財保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 沖縄県文化財保護審議会設置条例（昭和51年沖縄県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第105条第1項」を「第190条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成17年 月 日提出

沖縄県知事 稲嶺惠一

理 由

文化財保護法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県文化財保護条例新旧対照表	
改 正	現 行
(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第182条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。	(目的) 第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第98条第2項の規定に基づき、法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で県内に存するものうち重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献することを目的とする。
(指定) 第2条～第19条 (略)	(指定) 第2条～第19条 (略)
(解除) 第21条 (略) 2～3 (略) 4 県指定無形文化財について法第71条第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。	(解除) 第21条 (略) 2～3 (略) 4 県指定無形文化財について法第56条の3第1項の規定による重要無形文化財の指定があつたときは、当該県指定無形文化財の指定は、解除されたものとする。

沖縄県文化財保護条例新旧対照表	
改 第22条～第26条	正 案
5～6 (略)	5～6 (略)
(指定)	(指定)
第27条 教育委員会は、県内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができます。	第27条 教育委員会は、県内に存する有形の民俗文化財（法第56条の10第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定有形民俗文化財（以下「県指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（法第56条の10第1項の規定により重要無形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定無形民俗文化財（以下「県指定無形民俗文化財」という。）に指定することができます。
2～4 (略)	2～4 (略)
(解除)	(解除)
第28条 (略)	第28条 (略)
2～3 (略)	2～3 (略)
4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第78条第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。	4 県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財について法第56条の10第1項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定があつたときは、当該県指定有形民俗文化財又は県指定無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。
5～6 (略)	5～6 (略)

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。

沖縄県文化財保護条例新旧対照表	
改 正 索	現 行
第29条～第31条 (略)	第29条～第31条 (略)
(指定)	(指定)
第32条 教育委員会は、県内に存する記念物（法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定史跡、沖縄県指定名勝又は沖縄県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができます。	第32条 教育委員会は、県内に存する記念物（法第69条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。）のうち重要なものを沖縄県指定史跡、沖縄県指定名勝又は沖縄県指定天然記念物（以下「県指定史跡名勝天然記念物」という。）に指定することができます。
2 (略)	2 (略)
(解除)	(解除)
第33条 (略)	第33条 (略)
2 県指定史跡名勝天然記念物について法第109条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。	2 県指定史跡名勝天然記念物について法第69条第1項の規定により史跡、名勝又は天然記念物の指定があつたときは、当該県指定史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。
3 (略)	3 (略)
第34条～第37条 (略)	第34条～第37条 (略)
(選定等)	(選定等)
第38条 教育委員会は、県内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規	第38条 教育委員会は、県内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第83条の7第1項

沖縄県文化財保護条例新旧対照表	
改正案	現行
<p>定により選定保存技術に選定されたものを除く。) のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを沖縄県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができる。 2～5 (略)</p> <p>(解除) 第39条 (略) 2～3 (略) 4 県選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術の選定がつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。 5～6 (略)</p> <p>第40条～第47条 (略)</p>	<p>の規定により選定保存技術に選定されたものを除く。) のうち県として保存の措置を講ずる必要があるものを沖縄県選定保存技術（以下「県選定保存技術」という。）として選定することができます。 2～5 (略)</p> <p>(解除) 第39条 (略) 2～3 (略) 4 県選定保存技術について法第83条の7第1項の規定による選定保存技術の選定がつたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。 5～6 (略)</p> <p>第40条～第47条 (略)</p>

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。

沖縄県文化財保護審議会設置条例新旧対照表			
改 正 案	現 行		
<p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第190条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に沖縄県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第9条 （略）</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第105条第1項の規定に基づき、沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に沖縄県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>第2条～第9条 （略）</p>		

(注) 対照箇所にアンダーラインを引くこと。